

令和5年度入学試験問題

教育支援専門職養成課程・福祉コース(総合問題)

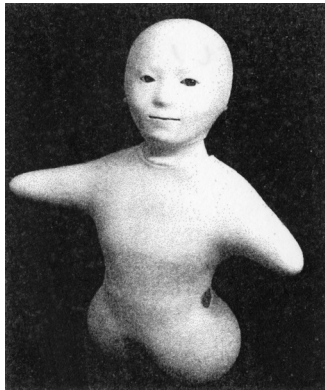
注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答はすべて別紙解答用紙に記入しなさい。
3. 解答用紙は2枚、草稿用紙は2枚です。
4. 各解答用紙には受験番号を記入する欄がそれぞれ1箇所あります。
5. 試験終了後、問題冊子及び草稿用紙は持ち帰りなさい。

問題 I 次の文章を読み、以下の問に答えよ。

遠隔操作型ロボット「テレノイド」となら、会話が弾む
話せないと思っていた人が、生き生きと話した

あなたは、「テレノイド」をご存じでしょうか？ テレノイドは大阪大学とATR（国際電気通信基礎技術研究所）が開発した、遠隔操作型のコミュニケーション・アンドロイドです。開発の中心である石黒浩教授は、マツコ・デラックスや桂米朝のアンドロイドでも有名な、ロボット研究者です。



写真(テレノイド)

ただ、テレノイドは、これら個人を模したアンドロイドと異なり、極限まで個性を削ぎ落した、シンプルな外見をしています(写真参照)。何に見えるかと尋ねれば、「幼い子ども」と答える人が多いのですが、見た人のほとんどが「不気味だ」といいます。

あなたは、いかがですか？ やはり不気味だと思われたのではないのでしょうか。

ところが、テレノイドは、認知症の人にはとても受けがよいのです。オペレーターが遠隔操作して、テレノイドを通して話しかけると、とても楽しそうに会話をするので。

そこで、なぜそのようなことが起こるのか、認知症の人とテレノイドの会話にはどのような特徴があるのかななどを、私の研究室が協力して調べることになりました。

研究に参加してくれたのは、グループホームに入居している中等度から重度の認知症の高齢者3名(Fさん、Gさん、Hさん)です。全員女性で、年齢は80代後半から90代。認知機能検査などを受けてもらったうえで毎週2回ずつ、10か月にわたって協力してもらいました(1名は途中で入院したため、前半5か月のみ)。

前半5か月は私の研究室の大学生5名が、後半5か月は大学生5名と傾聴ボランティア4名(44~66歳)が、対面での会話と、テレノイドを介しての会話を行いました。以下は、その際の様子です。

最も認知症の重いFさんは、普段は言葉によるコミュニケーションがほとんど取れない状態です。いつも奇声を発していて、何かしゃべっても意味不明です。学生が対面して話しかけてもその状態は変わらず、やはり意味不明な言葉を発するだけでした。

ところが、同じ学生がテレノイドを介して話しかけると、意味不明の言葉が多いものの、その合間に「かわいいね」と言ってテレノイドに触ったり、テレノイドが歌うと、それに合わせて顔を動かしたりしたのです。

最年長のGさんは、やや重い認知症です。記憶が悪いものの、被害妄想や暴言などの目立ったBPSD(Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia = 行動・心理症状)はありません。学生が対面で「子どもの頃、お正月には何をして遊びましたか？」などと話しかけると、楽しかった思い出を生き生きと話しますが、一方的に自分のことを話すだけで、会話にはなりません。

ところがそんなGさんが、テレノイドに対しては、「大きくなったら何になる？」と自分から尋ね、その答えにもさらに言葉を返すというように、自然な会話が成立していました。また、テレノイドを抱きしめたり、頬ずりをしたりキスをしたりと、赤ちゃんにするようなスキンシップをする様子も見られました。もちろん、学生と対面で話しているときには、相手に触ることは一切ありません。

3人目のHさんは、中等度の認知症で、記憶が悪いものの、目立ったBPSDはありません。学生との対面の会話では、Gさんと同様に昔の思い出や家族のことを一方的に繰り返し話すだけで、会話にはなりません。

ところがやはり、テレノイドに対しては、笑顔で自分から質問をするなど、会話が成立したのです。また、さかんにテレノイドを撫でるといった様子も、Gさんと同様でした。

テレノイドは、首を傾げたりうなずいたり、腕を動かして相手を抱きしめたり、発語に合わせて口を動かしたりすることができますが、基本的に無表情です。年齢も不明ですし、男の子か女の子かもわかりません。

ところが、GさんもHさんも、まるで生きた子どもに対するように、テレノイドを慈しみ語りかけました。Fさんも、もう少し認知症が軽ければ、同様の行動をとったかもしれません。

こうしたことが起こる理由については、テレノイドは個性がないからこそイメージを投影しやすいこと、認知症の人は注意が一点に集中しがちなため、テレノイドの顔、中でも目に意識が集中して、ほかのことが気にならないといったことが考えられます。

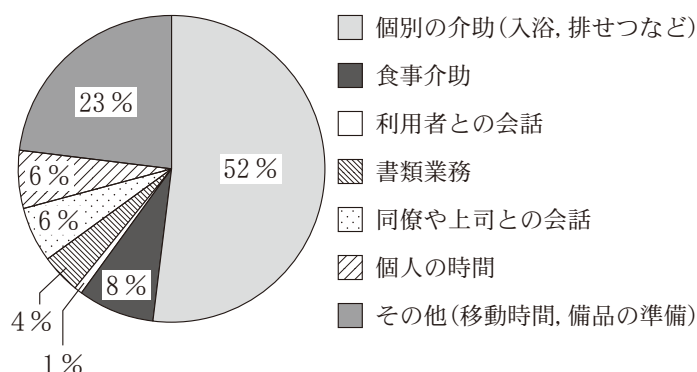
しかし、問題はそこではなく、テレノイドと会話する様子を見た介護職員が、異口同音に「こんなにしゃべれる人だとは思わなかった」と言ったことです。「しゃべらないのは認知症の症状の一つだと思っていた」と。

もちろん、認知症の症状としてしゃべれない人もいますが、そうでない人のことも、そうだと思っていたのです。

じつは、介護施設では、日常会話がとても少ないことがわかっています(図1、図2参照)。

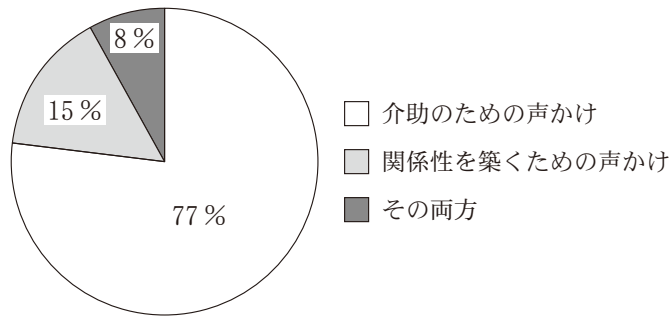
介護職員は、利用者との日常会話が少ないことを、認知症の症状のせいだと思っていたのですが、そうではないのです。日常会話をする機会がない、話しかけられることがないから、認知症の人は話さなかったのです。

図1 介護職員の業務時間の比率



出典：Mallidou A A et al. (2013).

図2 介護職員と利用者の会話



出典：Ward R et al. (2008).

私たちは、話をしたければ自分から相手に話しかけます。しかし認知症の人は、それができません。記憶があいまいで何を話したらいいかわからない。相手がどのような人かわからない。忙しそうに立ち働いている人に声をかけることができない、等々。様々な理由がありますが、話をしたくないから話さないわけではないのです。

出典：佐藤真一「認知症の人たちの心の中はどうなっているのか？」光文社新書 p101-107
一部改変
発行年月日：2018年12月13日

問 1 図1と図2から読み取れる介護現場の実態を図中の数値を用いて150字以内で述べよ。

問 2 問題文の内容を300字程度で要約せよ。

問題Ⅱ 「障害者の権利に関する条約」の趣旨にのっとり制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)に関する次の資料(資料1～3)を参考にして下の問に答えよ。

【資料1】 障害者差別解消法(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(行政機関における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

【資料2】 障害者の権利に関する条約(抜粋)

第1条(目的)

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

第2条(定義)

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

【資料 3】 (参考例) 不当な差別的取扱い／合理的配慮の提供

(例 1) 市役所で、聴覚障害を持つ来庁者に対し受付の対応を拒否した。／庁内にいる手話通訳者を手配した。

(例 2) 食堂に入店した車いす利用客に対し、車いすのまま利用できるテーブルをすでに他の客が使用していたことを理由に帰ってもらった。／すでに利用されていたテーブルの客(健常者)に了解をもらった上で、車いすの客が利用できるよう配席を変更した。

問 「不当な差別的取扱いの禁止」と並ぶ「合理的配慮の提供」について、適切な例を挙げるとすればどのような事例が考えられるか。いま学校において、具体的にどのような障害をもつ者に対して、どのように困っている状況で、どのような配慮をすればよいかについて、あなたが考える事例をひとつ挙げ 300 字以内で説明せよ。